

○菅原委員長 それでは、ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でございます。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求めることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○菅原委員長 再開いたします。

1の令和8年第2回臨時会の運営についてということで、(1)の市長提出議案について理事者から説明願います。

○土岐総務部長 令和8年第2回臨時市議会を、4月28日開会ということで、昨日、招集告示をさせていただきましたので、議案につきまして御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例の制定が4件、議決権の行使が1件、報告案件が3件の合わせて8件でございます。

議案第1号から議案第4号までにつきましては、いずれも条例の制定でございます。

議案第1号及び議案第2号は、いずれも地方税法等の一部改正等に伴うものでございまして、議案第1号は、個人市民税では、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除、いわゆるセルフメディケーション税制に係る規定の整備等を、固定資産税では、家屋及び償却資産に係る免税点の引上げ等を、軽自動車税では、環境性能割の廃止に伴う規定の整備等を行うほか、議案第1号では固定資産税、議案第2号では都市計画税につきまして、それぞれ地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例として、利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に係る税額の減額措置に関する規定の整備を行うとともに、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第3号及び議案第4号は、いずれも公示送達に係る規定を整備しようとするものでございます。

議案第5号は、株式会社旭川振興公社の取締役及び監査役を選任するため、議決権を行使しようとするものでございます。

次に、報告第1号から報告第3号までにつきましては、いずれも専決処分の報告でございます。

報告第1号は、総合体育館での事故による損害賠償の額を定めることについてでございまして、3万1千102円を損害賠償の額として、3月30日に専決処分させていただいたものでございます。

報告第2号は、市営住宅の家賃の連帯保証債務の支払いを求め、訴えを提起した保証債務請求事件において、被告1名から7万5千807円の、被告2名からそれぞれ3万7千903円の支払いを受けることなどを条件として、和解を成立させることについて、3月26日に専決処分させてい

ただいたものでございます。

報告第3号は、変更契約の締結でございまして、忠和6条道路線改良工事の契約金額を2億4千695万円から2億4千894万1千円に増額することについて、3月26日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○菅原委員長 ただいま御説明いただきました。

皆様から特に発言等はございませんか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 それでは、審議方法についてに入っております。このことについて、本会議直接審議または特別委員会付託のどちらにするか、各党派及び無所属に伺っております。

○えびな委員(自民会議) 本会議直接審議でよろしいかと思えます。

○金谷委員(民主連合) 本会議直接審議でよいと思えます。

○中野委員(公明党) 本会議直接審議でよろしいと思えます。

○まじま委員(共産) 本会議直接審議でよいと思えます。

○塩尻委員(市民連合) 本会議直接審議でよろしいかと思えます。

○横山委員外議員(無所属) 本会議直接審議でよろしいです。

○菅原委員長 無所属安田議員からは、本会議直接審議でよいということでありました。

本会議直接審議として、後日の議会運営委員会で、質疑、討論の有無及び賛否についてを伺ってまいりたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

(2)の会期と日程についてであります。本会議直接審議となりましたので、4月28日火曜日、1日とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 では、そのように取り扱ってまいります。

2のその他でございます。(1)の旭川市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてであります。このことについて、配付資料に基づき事務局から説明願います。

○林上議会事務局長 それでは、資料でございますが2種類、概要と新旧対照表がございます。まず、概要のほうを御覧ください。1の改正の趣旨ですが、(1)の出入国管理及び難民認定法、(2)の介護保険法が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものです。改正の内容ですが、もう一つの資料、新旧対照表を御覧ください。この資料は表の右側が改正前、左側が改正後となっております。第3条、個人識別符号の規定について、第5号は、引用している出入国管理及び難民認定法の号番号がずれたことによるものでございまして、右側の第19条の4第1項第5号を左側の第19条の4第1項第4号に改めようとするものです。また、第16号は、介護保険法において、被保険者番号等の定義が新たに規定されたことによるものでございまして、右側の介護保険法第12条第3項には、被保険者証までが規定されており、番号についての規定がなかったことから、左側にありますとおり、今般新たに介護保険法第201条の2第1項に被保険者番号等が定義されたことに伴い、この条項に改めようとするものです。次に、表の下にあります附則についてです。介護保険法の改正が本年4月施行ということもあり、この規程の施行日は、今後、議長が決裁した日となりますことから、日にちは空欄としております。このほか、ただし書にありますとおり、第3

条第5号の改正規定は、出入国管理及び難民認定法の改正の施行日に合わせ、令和8年6月14日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

○菅原委員長 ただいま説明をいただきました。ただいまの説明のとおり改正することによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 では、そのとおり扱うことといたします。

なお、改正手続きにつきましては、議長が行うこととなりますので御承知おき願いたいと思います。

次に、(2)の各種会議の理事者の議会対応についてであります。令和8年4月1日付の機構改革に伴い、予算の所管が総合政策部から行財政改革部に変更となったことから、本会議及び議会運営委員会における理事者の議会対応を、配付資料のとおり改正することによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 では、そのとおり扱うことといたします。

続きまして、(3)の本会議における理事者呼称についてであります。本会議において議長が説明員の発言を許可する際、名字及び職名で呼ぶこととしておりますが、一問一答の方式による質疑、質問を行う場合、2回目以降は職名のみとするなど、やや分かりにくい議事運営となっているところがあります。つきましては、より分かりやすい議事運営となるよう、説明員の発言許可については、職名のみで呼ぶこととしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 では、今臨時会より適用したいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、(4)の議員研修会についてであります。今年度の議員研修会を実施するため、従来どおり実施担当チームを設置することによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 よいということであります。

構成につきましては、昨年までは、各会派及び無所属から1名とし、副委員長が座長となって企画、運営等をしていたところあります。今年度もこの構成としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 では、そのとおり扱うことといたします。

それでは、チームの人選につきましては、4月24日金曜日までに事務局まで提出願います。

協議事項は以上であります。

次回の議会運営委員会の招集については、4月27日月曜日午前10時より、口頭招集となります。

以上、散会いたします。

---

散会 午前10時12分